

平成 21 年度地方税制改正（案）について

総 務 省
平成 20 年 12 月

1 住宅・土地税制

◎ 個人住民税における住宅ローン特別控除の創設

- 対象者 所得税の住宅ローン控除の適用者
(平成 21 年から平成 25 年までの入居者)
- 控除額 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、
所得税における税額控除額と同額（最高 9.75 万円）を限度に控除
- ※ 市町村に対する申告は不要（給与支払報告書等について、所要の改正）
- ※ 減収額は、全額国費で補てん

◎ 不動産取得税における特例措置（平成 21 年度～平成 23 年度）

- 住宅及び土地に係る税率の特例措置（4%→3%）を 3 年延長
- 宅地評価土地（住宅用地・商業地等）に係る課税標準の特例措置（2 分の 1）
を 3 年延長

◎ 固定資産税(土地)の負担調整措置（平成 21 年度～平成 23 年度）

- 現行の負担調整措置を継続
 - ・ 負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）が一定割合以上の土地については、前年度課税標準額を引下げ又は据置
 - ・ 負担水準が一定割合未満の土地については、前年度課税標準額に評価額の 5% を加算
- 据置年度においても評価額を下落修正できる特例措置を継続
- 商業地等に係る条例減額制度を継続
- 新たな条例減額制度の創設
 - ・ 商業地等及び住宅用地のうち、税負担が大幅に増加する土地について、地方公共団体の条例により、税額の上昇を 1.1 倍まで抑制できる制度を創設

2 道路特定財源関係

◎ 道路特定財源の一般財源化

- 自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改め、用途制限を廃止
 - 地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税（仮称）に改め、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税とともに用途制限を廃止
 - 譲与税の譲与・交付金の交付は、引き続き道路の延長・面積を基準
 - 軽油引取税の課税免除措置については、3年間存続
- ※ 暫定税率分も含めた税率については、今後の税制抜本改革時に検討

◎ 自動車取得税の時限的負担軽減措置（平成21年度～平成23年度）

- 低燃費車・低公害車等（新車）について、時限的な税率軽減措置を導入（3年間）

電気自動車・ハイブリッド自動車等	… 免 除
☆☆☆☆ かつ 平成22年度燃費基準+25%達成車	… 75%軽減
☆☆☆☆ かつ 平成22年度燃費基準+15%達成車	… 50%軽減
重量車(平成21年排出ガス規制適合 かつ 平成27年度燃費基準達成)	… 75%軽減
重量車(平成17年排出ガス基準10%低減達成 かつ 平成27年度燃費基準達成)	… 50%軽減

(注)「☆☆☆☆」は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車

3 金融証券税制

◎ 配当・譲渡益に対する軽減税率（平成21年1月1日～平成23年12月31日）

- 上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率（10% / 所得税7%、住民税3%）を3年延長

◎ 確定拠出年金の見直し

- 企業型確定拠出年金に導入されるマッチング拠出の掛金の全額を所得控除の対象とするとともに、拠出限度額を引上げ